

福岡県ケアラー支援有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化等に伴うケアを必要とする方の増加や支える家族の減少により、高齢者や障がいがある人を介護する、いわゆるケアラーの負担が増大していることを踏まえ、県におけるケアラー支援について幅広い観点から意見を聴取するため、福岡県ケアラー支援有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 県が制定するケアラー支援条例に関すること。
- (2) 県が実施するケアラー支援のための実態調査に関すること。
- (3) 県が実施するケアラー支援の具体的施策に関すること。
- (4) その他県におけるケアラー支援に関し、必要な事項。

(組織及び会議)

第3条 会議の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 構成員の互選により座長を置く。

(運営)

第4条 会議は、福祉子ども政策部長が招集する。

- 2 会議は、座長が主催する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させて、意見聴取などを行うことができるものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、福祉子ども政策部福祉総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

福岡県ケアラー支援有識者会議構成員名簿

※敬称略

	ケアを必要とする者の分野	所属・役職	氏名
1	高齢者	学識者	九州大学 人間環境学研究院 教授 やました あきこ 山下 亜紀子
2		当事者	公益社団法人 認知症の人と家族の会 福岡 県支部 代表世話人 やなぎ りゅういち 柳 竜一
3		支援機関	公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会 会長 しばぐち さとのり 柴口 里則
4	障がい者	学識者	九州大学 人間環境学研究院 教授（再掲） やました あきこ (山下 亜紀子)
		当事者・団体 支援機関	福岡市立 心身障がい福祉センター 障がい者基幹相談支援課長 まつの こうじ 松野 浩二
5	疾病	学識者	九州大学 大学院医学研究院 神経内科学 教授 いそべ のりこ 磯部 紀子
6		当事者・団体 支援機関	認定 NPO 法人 にこスマ九州 事務局長 いもと けいすけ 井本 圭祐
7	依存症 ひきこもり	学識者	西南女学院大学 保健福祉学部 福祉学科 教授 いまむら こうじ 今村 浩司
8		当事者・団体 支援機関	教育文化研究所 代表理事 ちようあみ みきお 長阿彌 幹生

	ケアをする者の分野等	所属・役職	氏名
9	学識者	西南学院大学 人間科学部 心理学科 教授 (一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会 会長) うらた ひでのり 浦田 英範	
10	当事者・団体	一般社団法人 ヤングケアラー協会 理事 たかがいと ふみや 高垣内 文也	
11	支援機関	福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授 (一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 会長) おくむら けんいち 奥村 賢一	
12	雇用主	株式会社岩田屋三越 総務・人事部 総務・ 人事企画担当 担当長 せ と たかゆき 瀬戸 隆行	
13		津田ホールディングス株式会社 代表取締役 つだ つるたろう 津田 鶴太郎	
14		特定非営利活動法人チャイルドケアセンター 代表理事 おおたに きよみ 大谷 清美	
15	労働者	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長 さかた くにひろ 坂田 邦宏	
16	全般	一般社団法人日本ケアラー連盟 理事 おかべ けんじ 岡部 謙治	
17	市町村	久留米市 健康福祉部 地域福祉課長 しもつうら たけや 下津浦 丈弥	
18	市町村	みやこ町 保険福祉課長 しん いさお 進 勲	